第19期

第 27 回

総会議事録

令和5年6月16日

郡山市農業委員会

1. 開催年月日 令和5年6月16日(金)

2. 開催場所 特別会議室

3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席	氏 名	出 次 沢	備考
1	佐久間俊-	出席	喜久田地区
2	岩崎幸夫	出席	西田地区
3	小林正一郎	欠席	片平地区
4	濱津洋一	出席	田村地区
5	吉田直衛	出席	中田地区
6	北島繁和	出席	湖南地区
7	降矢セツ子	出席	田村地区
8	池上慎一郎	出席	中央地区
9	細山文昭	出席	逢瀬地区
10	中尾一明	出席	中田地区

番号	氏 名	状 況	備考
11	藤田 稔	出席	熱海地区
12	古川弘作	出席	中央地区
13	須永静夫	出席	中央地区
14	吉田秀吉	出席	三穂田地区
15	黒澤大吉	欠席	日和田地区
16	濱尾文博	出席	富久山地区
17	栁田健一	出席	中央地区
18	伊藤城治	出席	三穂田地区
19	遠藤昭夫	出席	安積地区
20	松川延安	出席	田村地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

吉村隆『事務局次長』 齋藤 聡 【事務局長】

【主任主査兼農地調整係長】 笠 井 幸 治 【主任主査兼庶務係長】 片 田 友 博

【農業振興・農業法人係長】 永 沼 宏 介

5. 本会議の書記は次のとおりである。

- 6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。
- 7. 開会宣言 14時45分
- 8. 閉会宣言 15時45分

議席「氏々」出欠「備」者



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

 農業委員会会長
 佐久間 俊一

 署名人
 池上 慎一郎

署名人 濱尾 文博

事務局	ただいまより、第27回総会を開催いたします。
	本日は、小林正一郎委員、黒沢の大吉委員
	から欠席届が出されております。
	在任中の委員の過半数が出席しておりますので、
	この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、
	成立しております。
	それでは、会長からご挨拶をいただきます。
議長	こんにちは。春の農作業の忙しいところ、お集まりいただき
	ありがとうございます。
	これから農作業事故には充分注意して活動してください。
	本日もよろしくお願いいたします。
事務局	郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により
	会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、提出されております案件について、
	慎重なる審議をお願いいたします。
	会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。
	議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、
	議長一任で、異議ございませんか。
	(全員異議なし)
議長	異議ないものと認め、議長より指名いたします。
	8番 池上慎一郎 委員
	16番 濱尾 文博 委員
	このお二方にお願いいたします。
	次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、
	農業委員会事務局の 柳沼 一幸 主査を選出いたします。
	引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。
	議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて
	事務局から説明願います。
事務局	議案の訂正が1件あります。正誤表をご覧ください。
	議案書の3ページになります。片平1番の農地区分が2と
	記載されていますが、正しくは1、第1種農地です。
	お詫びして訂正させていただきます。
議長	ただいまから、議案審議に入ります。
	議案第1号「農地法第3条第1項の規定による

1	 許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。
	まず、1番と2番の 2件について付議いたします。
	池上慎一郎委員の調査報告を求めます。
池上慎一郎	
委員	同様の案件ですので、まとめて報告いたします。
	貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。
	申請の事由は高齢化、経営拡大です。
	借人はこの周辺でさつまいもを約3ha栽培しています。
	1番、2番ともにさつまいもが定植されておりました。
	これらの農地について、現地調査をしましたが、
	周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると
	認められます。
	また、全部効率要件、農作業常時従事要件、
	地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に
	該当する事項はありませんでしたので
	許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの報告について、
	ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	1番と2番の 2件について
	許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、1番と2番の 2件について
	許可と決します。
	次に 2乗 1件について 仕業によしませ
	次に、3番 1件について、付議いたします。
藤田 稔	藤田 稔委員の調査報告を求めます。
委員	3番 1件について調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地のまっけ記載のとおりです。
	渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。
	中間の争田は相子万安皇、経呂拡入です。 これらの農地について、現地調査をしましたが、
	申請地の一部、片平町字鍛治田55は竹林になっており
	事務局から耕作可能な状態にするよう指導を行いました。
	再度、6月13日に現地調査を行いましたが
I	

	改善がみられませんでしたので、今後改善の後、再度
	申請を行うよう事務局より指導を行いました。
	調査の結果、農地法第3条第2項第1号の全部効率要件を
	満たさないことから不許可相当と思われますが
	ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	
D4% 1/2	ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	
1134 124	当日
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、3番 1件について
	不許可と決します。
	 次に、4番 1件について、付議いたします。
	事務局の調査報告を求めます。
事務局	4番 1件について、調査の結果を報告いたします。
	渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。
	申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。
	受け人と妻が農作業に従事します。
	この農地について、現地調査をしましたが、
	周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると
	認められます。
	また、全部効率要件、農作業常時従事要件、
	地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に
	該当する事項はありませんでしたので
	許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの報告について、
	ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	4番 1件について、
	許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)

= * =	田寺かりものと記せ、ノモ・1ルについて
議長	
	許可と決します。
	次に、5番 1件について、付議いたします。
	これは私の報告なので、議長交代いたします。
吉田職代	議長交代いたしました。
	佐久間俊一委員の調査報告を求めます。
佐久間俊一 委員	喜久田5番 1件について調査の結果を報告いたします。
	貸人、借人及び土地の表示は、記載のとおりです。
	申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。
	借人が農作業に従事します。
	また、これまでも実際の耕作は借人が行っていました。
	現地は適正に管理されており、周辺農地と調和のとれた利用状況で、
	 これからも適正に管理すると認められます。
	また、全部効率要件、農作業常時従事要件、
	地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に
	該当する事項はありませんでしたので
	 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
吉田職代	ただいまの報告について、
	ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
吉田職代	5番 1件について、
	許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
吉田職代	異議ないものと認め、5番 1件について、
	許可と決します。
	議長交代いたします。
議 長	議長交代いたしました。
	次に、6番 1件について、付議いたします。
	事務局の調査報告を求めます。
事務局	6番 1件について、調査の結果を報告いたします。
	渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。

	申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。
	受け人と妻が農作業に従事します。
	これらの農地について、現地調査をしましたが、
	周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると
	認められます。
	また、全部効率要件、農作業常時従事要件、
	地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に
	該当する事項はありませんでしたので
	許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの報告について、
	ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	6番 1件について、
	許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、6番 1件について
	許可と決します。
	 次に、7番と8番の 2件について、付議いたします。
	演津 洋一委員の調査報告を求めます。
資津 洋一	田村7番と8番の 2件について、調査の結果を報告いたします。
委員	まず7番ですが貸人、借人及び土地の表示は、
	記載のとおりです。
	申請の事由は、高齢化、農業開始です。
	6月5日に農業委員会事務局にて事前審査会を行いました。
	借人と息子、協力者が農作業に従事します。
	借人は現在、介護の仕事をしておりますが、祖父母が
	 農業を営んでおり、以前から農業に興味を持っていたところ
	子供の成長など環境が整い、今回の申請になりました。
	3月に田村町の農業相談に訪れてから農地を探していましたが
	貸人の協力を得ることができました。
	1

次に8番ですが貸人、借人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 6月9日に現地調査及び聴き取り調査を行いました。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 社員4名が農作業に従事します。 今年の2月に会社を立ち上げ、規模拡大を考えていたところ 社長の親戚の貸人の協力を得て、今回の申請になりました。 ミニトマトを栽培します。 現地調査の結果、周辺農地と調和のとれた利用状況で、 適正に管理すると認められます。 7番、8番ともに全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 ただいまの報告について、 議 長 ご質問、ご意見等ございませんか。 (質問、意見なし) 7番と8番の 2件について、 議 長 許可と決することに異議ございませんか。 (全員「異議なし」) 異議ないものと認め、7番と8番の 2件について 議長 許可と決します。 次に、9番と10番の 2件について付議いたします。 松川 延安委員の調査報告を求めます。 松川 延安 田村9番と10番の 2件について、調査の結果を報告いたします。 委員 まず9番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。 6月5日、事務局会議室で事前審査会を行いました。 受け人は川崎市に住んでいますが、妻の実家が申請地の 近くにあり、不動産会社の紹介で申請地に隣接する住宅を 購入しました。

当初は申請地の一部に砂利を敷いて駐車場として 利用されていましたが、指導を受け、2回目の現地調査の時点で 元の状態に復元され、かぼちゃ等が植えられていました。 農地法第3条第2項に該当する事項はないと思われます。

次に10番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。

申請の事由は、贈与、経営拡大です。

申請地は水田に囲まれた1種農地にありますが、未整地であり 公道に面してなく、申請地に行くのに不便をきたしていました。 今回、申請地に隣接する水田の所有者である受け人の 父親から他の農地の交換を申し入れられ承諾の上、贈与という 形で申請するものです。

調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長っただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 9番と10番の 2件について 許可と決することに異議ございませんか。

(全員「異議なし」)

議長 異議ないものと認め、9番と10番の 2件について 許可と決します。

次に、11番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。

事務局

11番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。

この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 議長し ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。 (質問、意見なし) 議長 11番 1 件について、 |許可と決することに異議ございませんか。 (全員「異議なし」) 異議ないものと認め、11番 1件について 議長 許可と決します。 以上で、議案第1号を終わります。 続いて、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による 許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 まず、1番と2番の 2件について付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。 藤田 稔 1番と2番の 2件について、調査の結果を報告いたします。 委員 まず1番ですが使用貸人、使用借人及び土地の表示は 記載のとおりです。 転用の目的は分家住宅です。 農地区分は第1種農地と判断しました。 使用借人は使用貸人の娘夫婦です。 6月10日に現地調査を行いました。 周辺農地への影響については、敷地内は造成、転圧を施し、 土砂の流出はありません。 雨水は施設内で集水し、北側既存側溝に排出します。 生活雑排水は、合併浄化槽により処理した後、北側側溝に |排出します。 申請地の北側は県道で、東側は資材置場、西側は雑種地と宅地、

南側は父親所有の畑になっており、周辺農地への影響はありません。 また6月13日に代理人の行政書士に電話確認を行いました。 申請目的実現の確実性については、各種行政手続きが 適正に進んでおり、充分と思われます。

次に2番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は 記載のとおりです。

転用の目的は一般住宅です。

農地区分は第2種農地と判断しました。

6月10日に現地調査を行いました。

当該農地は片平集落地区計画内にあります。

北側は市道で、東側・南側・西側は隣接所有者の宅地になっております。

周辺農地への影響については、平坦地の造成であり 周辺への土砂の流出はありません。

雨水は、北側既存側溝に排出し、雑排水・汚水は 合併浄化槽により処理後、北側側溝排水桝に流下させます。 また6月13日に代理人の行政書士に電話確認を行いました。 申請目的実現の確実性については、各種行政手続きが 適正に進んでおり、充分と思われます。

両案件とも、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長│次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。

事務局

1番と2番の 2件について、調査結果の補足説明をいたします。 まず、タブレットの1番の「農地転用許可申請に係る審査表」を ご覧ください。

2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、

農地区分は、第1種農地 2-1-(1)-1-(7)-aで甲種農地の要件を満たしていない、おおむね10ha以上の規模の

一団の農地の区域内にある集団農地です。

許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)で、 住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の 日常生活上又は業務上必要な施設の用に供するために行われる

ものであり、集落に接続して設置される集落接続事業です。 次に、2番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カ で 農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、 第1種農地、2-a-①及び②、2-b-①の第2種農地及び 第3種農地のいずれにも該当しない農地です。 許可基準は2-1-(1)-カ-(イ)で、第2種農地の転用は 申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが 農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから 許可できると考えています。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。 ただいまの報告について、 議 長 ご質問、ご意見等ございませんか。 (質問、意見なし) 1番と2番の 2件について、 議 長 許可と決することに異議ございませんか。 (全員「異議なし」) 異議ないものと認め、1番と2番の 2件について、 議長 許可と決します。 次に、3番 1件について付議いたします。 濱尾 文博委員の調査報告を求めます。 濱尾 文博 富久山3番 1件について、調査の結果を報告いたします。 委員 使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。 転用の目的は分家住宅です。 農地区分は第1種農地と判断しました。 使用借人は使用貸人の娘夫婦で、現在借家に暮らしていますが 子供の成長に伴い、住宅の建築を検討していたところ 貸人である父から今回の提案があり、貸人の自宅から近いため 今後、子育てや両親の見守り等、好立地のため今回の申請に

至りました。 申請地は集落にある農地で、隣接する農地はありませんが 雨水・汚水とも隣接する道路の側溝に適切に処理し、 排水するため周辺農地への影響はありません。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 議長次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。 事務局 3番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで 1番 同様です。 許可基準は2-1-(1)-イー(イ)-c-(e)で、 1番 同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。 議長ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。 (質問、意見なし) 議長3番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。 (全員「異議なし」) 議長 異議ないものと認め、3番 1件について、 許可と決します。 次に、4番 1件について付議いたします。	Ī	
雨水・汚水とも隣接する道路の側溝に適切に処理し、 排水するため周辺農地への影響はありません。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 議長次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。 事務局 3番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで 1番 同様です。 ・許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)で、 1番 同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。 ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。 (質問、意見なし) 議長 3番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。 (全員「異議なし」) 議長 異議ないものと認め、3番 1件について、 許可と決します。		至りました。
排水するため周辺農地への影響はありません。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 議長 次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。 事務局 3番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで 1番 同様です。 許可基準は2-1-(1)-イー(イ)-c-(e)で、 1番 同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。 ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。 (質問、意見なし) 議長 3番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。 (全員「異議なし」) 異議ないものと認め、3番 1件について、 許可と決します。		申請地は集落にある農地で、隣接する農地はありませんが
調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 議長 次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。 事務局 3番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで 1番 同様です。 許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)で、 1番 同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。 ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。 (質問、意見なし) 議長 3番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。 (全員「異議なし」) 異議ないものと認め、3番 1件について、許可と決します。		雨水・汚水とも隣接する道路の側溝に適切に処理し、
許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 議長 次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。 事務局 3番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2 農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで 1番 同様です。 許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)で、 1番 同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。 議長 ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。 (質問、意見なし) 3番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。 (全員「異議なし」) 議長 異議ないものと認め、3番 1件について、 許可と決します。 		排水するため周辺農地への影響はありません。
許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 議長 次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。 事務局 3番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2 農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで 1番 同様です。 許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)で、 1番 同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。 議長 ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。 (質問、意見なし) 3番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。 (全員「異議なし」) 議長 異議ないものと認め、3番 1件について、 許可と決します。 		
議長 次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。 事務局 3番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イー(ア)-aで 1番 同様です。 許可基準は2-1-(1)-イー(イ)-c-(e)で、 1番 同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。 ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。 (質問、意見なし) 議長 3番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。 (全員「異議なし」) 議長 異議ないものと認め、3番 1件について、 許可と決します。		調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく
事務局 3番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで 1番 同様です。 許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)で、 1番 同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。 ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。 (質問、意見なし) 議 長 3番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。 (全員「異議なし」) 議 長 異議ないものと認め、3番 1件について、 許可と決します。		許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2 農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで 1番 同様です。 許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)で、 1番 同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。 ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。 (質問、意見なし) 議 長 3番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。 (全員「異議なし」) 議 長 異議ないものと認め、3番 1件について、 許可と決します。	議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
2 農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで 1番 同様です。 許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)で、 1番 同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。 議 長 ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。 (質問、意見なし) 議 長 3番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。 (全員「異議なし」) 議 長 異議ないものと認め、3番 1件について、 許可と決します。	事務局	3番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。
 農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イー(ア)-aで 1番 同様です。 許可基準は2-1-(1)-イー(イ)-c-(e)で、 1番 同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。 ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。 (質問、意見なし) 議長 3番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。 (全員「異議なし」) 議長 異議ないものと認め、3番 1件について、 許可と決します。 		「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。
1番 同様です。 許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)で、 1番 同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。 ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。 (質問、意見なし) 議長 3番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。 (全員「異議なし」) 議長 異議ないものと認め、3番 1件について、 許可と決します。		2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、
 許可基準は2-1-(1)-イー(イ)-c-(e)で、 1番 同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。 歳 長 ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。 (質問、意見なし) 議 長 3番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。 (全員「異議なし」) 議 長 異議ないものと認め、3番 1件について、 許可と決します。 		農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-a で
1番 同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。 議 長 ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。 (質問、意見なし) 議 長 3番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。 (全員「異議なし」) 議 長 異議ないものと認め、3番 1件について、 許可と決します。		1番 同様です。
その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。 議 長 ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。 (質問、意見なし) 議 長 3番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。 (全員「異議なし」) 議 長 異議ないものと認め、3番 1件について、 許可と決します。		許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)で、
以上補足説明といたします。議長ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。(質問、意見なし)議長3番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。(全員「異議なし」)議長異議ないものと認め、3番 1件について、許可と決します。		1番 同様です。
 議長 ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。 (質問、意見なし) 議長 3番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。 (全員「異議なし」) 議長 異議ないものと認め、3番 1件について、許可と決します。 		その他の事項については、記載のとおりです。
 ご質問、ご意見等ございませんか。 (質問、意見なし) 議長 3番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。 (全員「異議なし」) 議長 異議ないものと認め、3番 1件について、 許可と決します。 		以上補足説明といたします。
(質問、意見なし) 議長 3番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。 (全員「異議なし」) 議長 異議ないものと認め、3番 1件について、 許可と決します。	議長	ただいまの報告について、
 議長 3番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。 (全員「異議なし」) 議長 異議ないものと認め、3番 1件について、 許可と決します。 		ご質問、ご意見等ございませんか。
許可と決することに異議ございませんか。 (全員「異議なし」) 議長 異議ないものと認め、3番 1件について、 許可と決します。		(質問、意見なし)
(全員「異議なし」) 議長 異議ないものと認め、3番 1件について、 許可と決します。	議長	3番 1件について、
議 長 異議ないものと認め、3番 1件について、 許可と決します。		許可と決することに異議ございませんか。
許可と決します。		(全員「異議なし」)
	議長	異議ないものと認め、3番 1件について、
次に、4番 1件について付議いたします。		許可と決します。
次に、4番 1件について付議いたします。		
		次に、4番 1件について付議いたします。
岩崎 幸夫委員の調査報告を求めます。		
^{岩崎 幸天} 西田4番 1件について、調査の結果を報告いたします。	岩崎 幸夫 委員	西田4番 1件について、調査の結果を報告いたします。
渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。		渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。
転用の目的は事務所、倉庫、資材置場です。		転用の目的は事務所、倉庫、資材置場です。
この土地につきまして、6月11日に現地調査をし、		この土地につきまして、6月11日に現地調査をし、
3名いる地主の1名に話を聞いて来ました。		3名いる地主の1名に話を聞いて来ました。
農地区分は第2種農地と判断しました。		農地区分は第2種農地と判断しました。

申請人は現在、建築工事、石工事などの事業を行っており 当地に事務所を新設することにしました。 工事にあたり周辺には、住宅はなく西から南側にかけては 河川であり、東側は農地ですが段差があり、当地が低いため 土砂の流出はありません。 雨水は既存側溝に排出し、汚水・雑排水は浄化槽で処理後に |既存側溝に排出します。 東側に農地はあるものの段差があるため、農地の分断はありません。 また倉庫を事業予定地の東側に建設するため、日照等の 被害は生じません。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく |許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 議長 次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。 事務局 4番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カ で 2番 同様です。 許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、 2番 同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。 ただいまの報告について、 議長 ご質問、ご意見等ございませんか。 (質問、意見なし) 4番 1件について、 議長 許可と決することに異議ございませんか。 (全員「異議なし」) 異議ないものと認め、4番 1件について、 議長 |許可と決します。 以上で、議案第2号を終わります。 続いて、議案第3号「郡山市農用地利用集積計画の

Ī	\\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\
	決定について」を議題といたします。
	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の
	規定に基づく農用地利用集積計画について、郡山市長から審議を
	求められたので、この適否についてお諮りいたします。
	1番と2番の 2件について付議いたします。
	事務局の調査報告を求めます。
事務局	1番と2番の 2件について所有権2件の申請があり
	審査の結果、いずれも旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の
	各要件を満たしており、適当であると認められますが
	ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの報告について、
	ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	1番と2番の 2件について
	承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、1番と2番の 2件について
	承認と決します。
	以上で、議案第3号を終わります。
	続いて、議案第4号「事業計画変更に関する処分決定について」を
	議題といたします。
	まず、1番 1件について付議いたします。
	藤田 稔委員の調査報告を求めます。
藤田 稔 委員	熱海1番について、調査の結果を報告いたします。
	令和3年6月17日に許可を受けた案件の変更です。
	貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。
	変更の理由は従業員の増加に伴い、仮設事務所の増設が
	必要になったためです。
	6月1日、事務局職員2名と合同で現地調査を行いました。
	当初計画の仮設事務所 1 棟171㎡から 3 棟448㎡への変更が
	なされました。確認の結果、周辺農地への影響はなく
	当初申請時の農地復元の確約書が有効なため
	承認相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ご質問、ご意見等ございませんか。 (質問、意見なし) 議長 1番 1件について 承認相当と決することに異議ございませんか。 (全員「異議なし」) 議長 異議ないものと認め、1番 1件について 承認相当と決します。 なおこの件につきましては、転用面積が30aを 超えていますので、福島県農業会議常設審議委員会の 意見を聴くことにします。 次に、2番 1件について付議いたします。 中尾 一明委員の調査報告を求めます。 中田 2番の調査結果を報告いたします。 申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 本件につきましては昨年4月の総会で食品工場新設の ための仮設現場事務所設置のための一時転用許可をいただいて 現在、工事中です。 当初、昨年12月30日までに工事を完了させる予定でしたが 新型コロナウイルス等の影響により、発注していた食品加工場の 設備の納入に遅れが生じ、計画通りに工事を進めることが できないとのことで、昨年11月に6月30日まで一時転用期間を 延長してほしいとの申請があり、承認をいただきました。 代理人である行政書士に確認してところ、記載のとおり 食品加工場の仕様に変更が生じ、作業量が増加したため、本年 10月31日まで再度、工期の延長が必要になりました。 延長により、周辺農地への悪影響はないものと思われ 承認相当と思われますがご審議のほどよろしくお願いいたします。 議長 ただいまの報告について、 ご質問、意見なし)	議長	ただいまの報告について、
(質問、意見なし) 議長 1番 1件について 承認相当と決することに異議でざいませんか。 (全員「異議なし」) 議長 異議ないものと認め、1番 1件について 承認相当と決します。 なおこの件につきましては、転用面積が30aを 超えていますので、福島県農業会議常設審議委員会の 意見を聴くことにします。 次に、2番 1件について付議いたします。 中尾 一明委員の調査報告を求めます。 中田 2番の調査結果を報告いたします。 申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 本件につきましては昨年4月の総会で食品工場新設の ための仮設現場事務所設置のための一時転用許可をいただいて 現在、工事中です。 当初、昨年12月30日までに工事を完了させる予定でしたが 新型コロナウイルス等の影響により、発注していた食品加工場の 設備の納入に遅れが生じ、計画通りに工事を進めることが できないとのことで、昨年11月に6月30日まで一時転用期間を 延長してほしいとの申請があり、承認をいただきました。 代理人である行政書士に確認してところ、記載のとおり 食品加工場の仕様に変更が生じ、作業量が増加したため、本年 10月31日まで再度、工期の延長が必要になりました。 延長により、周辺農地への悪影響はないものと思われ 承認相当と思われますがご審議のほどよろしくお願いいたします。 議長 ただいまの報告について、 で質問、ご意見等ございませんか。	一	
議長 1番 1件について 承認相当と決することに異議でざいませんか。 (全員「異議なし」) 議長 異議ないものと認め、1番 1件について 承認相当と決します。 なおこの件につきましては、転用面積が30aを 超えていますので、福島県農業会議常設審議委員会の 意見を聴くことにします。 次に、2番 1件について付議いたします。 中尾 一明委員の調査報告を求めます。 中田 2番の調査結果を報告いたします。 申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 本件につきましては昨年4月の総会で食品工場新設の ための仮設現場事務所設置のための一時転用許可をいただいて 現在、工事中です。 当初、昨年12月30日までに工事を完了させる予定でしたが 新型コロナウイルス等の影響により、発注していた食品加工場の 設備の納入に遅れが生じ、計画通りに工事を進めることが できないとのことで、昨年11月に6月30日まで一時転用期間を 延長してほしいとの申請があり、承認をいただきました。 代理人である行政書士に確認してところ、記載のとおり 食品加工場の仕様に変更が生じ、作業量が増加したため、本年 10月31日まで再度、工期の延長が必要になりました。 延長により、周辺農地への悪影響はないものと思われ 承認相当と思われますがご審議のほどよろしくお願いいたします。 議長 ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。 (質問、意見なし)		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
承認相当と決することに異議でざいませんか。 (全員「異議なし」) 異議ないものと認め、1番 1件について 承認相当と決します。		
(全員「異議なし」) 異議ないものと認め、1番 1件について 承認相当と決します。	譲	
議長 異議ないものと認め、1番 1件について 承認相当と決します。 なおこの件につきましては、転用面積が30aを超えていますので、福島県農業会議常設審議委員会の意見を聴くことにします。 次に、2番 1件について付議いたします。 中尾 一明委員の調査報告を求めます。 中田 2番の調査結果を報告いたします。 申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 本件につきましては昨年4月の総会で食品工場新設のための仮設現場事務所設置のための一時転用許可をいただいて現在、工事中です。 当初、昨年12月30日までに工事を完了させる予定でしたが新型コロナウイルス等の影響により、発注していた食品加工場の設備の納入に遅れが生じ、計画通りに工事を進めることができないとのことで、昨年11月に6月30日まで一時転用期間を延長してほしいとの申請があり、承認をいただきました。 代理人である行政書士に確認してところ、記載のとおり食品加工場の仕様に変更が生じ、作業量が増加したため、本年10月31日まで再度、工期の延長が必要になりました。 延長により、周辺農地への悪影響はないものと思われ承認相当と思われますがご審議のほどよろしくお願いいたします。 議長 ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。		
承認相当と決します。 なおこの件につきましては、転用面積が30aを超えていますので、福島県農業会議常設審議委員会の意見を聴くことにします。 次に、2番 1件について付議いたします。 中尾 一明委員の調査報告を求めます。 中田 2番の調査結果を報告いたします。 申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 本件につきましては昨年4月の総会で食品工場新設のための仮設現場事務所設置のための一時転用許可をいただいて現在、工事中です。当初、昨年12月30日までに工事を完了させる予定でしたが新型コロナウイルス等の影響により、発注していた食品加工場の設備の納入に遅れが生じ、計画通りに工事を進めることができないとのことで、昨年11月に6月30日まで一時転用期間を延長してほしいとの申請があり、承認をいただきました。代理人である行政書士に確認してところ、記載のとおり食品加工場の仕様に変更が生じ、作業量が増加したため、本年10月31日まで再度、工期の延長が必要になりました。延長により、周辺農地への悪影響はないものと思われ承認相当と思われますがご審議のほどよろしくお願いいたします。 議長 ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。		(
なおこの件につきましては、転用面積が30aを超えていますので、福島県農業会議常設審議委員会の意見を聴くことにします。 次に、2番 1件について付議いたします。 中尾 一明委員の調査報告を求めます。 中田 2番の調査結果を報告いたします。申請人及び土地の表示は記載のとおりです。本件につきましては昨年4月の総会で食品工場新設のための仮設現場事務所設置のための一時転用許可をいただいて現在、工事中です。当初、昨年12月30日までに工事を完了させる予定でしたが新型コロナウイルス等の影響により、発注していた食品加工場の設備の納入に遅れが生じ、計画通りに工事を進めることができないとのことで、昨年11月に6月30日まで一時転用期間を延長してほしいとの申請があり、承認をいただきました。代理人である行政書士に確認してところ、記載のとおり食品加工場の仕様に変更が生じ、作業量が増加したため、本年10月31日まで再度、工期の延長が必要になりました。延長により、周辺農地への悪影響はないものと思われ承認相当と思われますがご審議のほどよろしくお願いいたします。 議長 ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。	議 長 	
超えていますので、福島県農業会議常設審議委員会の意見を聴くことにします。		
意見を聴くことにします。 次に、2番 1件について付議いたします。 中尾 一明委員の調査報告を求めます。 中田2番の調査結果を報告いたします。 申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 本件につきましては昨年4月の総会で食品工場新設の ための仮設現場事務所設置のための一時転用許可をいただいて 現在、工事中です。 当初、昨年12月30日までに工事を完了させる予定でしたが 新型コロナウイルス等の影響により、発注していた食品加工場の 設備の納入に遅れが生じ、計画通りに工事を進めることが できないとのことで、昨年11月に6月30日まで一時転用期間を 延長してほしいとの申請があり、承認をいただきました。 代理人である行政書士に確認してところ、記載のとおり 食品加工場の仕様に変更が生じ、作業量が増加したため、本年 10月31日まで再度、工期の延長が必要になりました。 延長により、周辺農地への悪影響はないものと思われ 承認相当と思われますがご審議のほどよろしくお願いいたします。 まただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。 (質問、意見なし)		
次に、2番 1件について付議いたします。 中尾 一明委員の調査報告を求めます。 中田2番の調査結果を報告いたします。 申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 本件につきましては昨年4月の総会で食品工場新設の ための仮設現場事務所設置のための一時転用許可をいただいて 現在、工事中です。 当初、昨年12月30日までに工事を完了させる予定でしたが 新型コロナウイルス等の影響により、発注していた食品加工場の 設備の納入に遅れが生じ、計画通りに工事を進めることが できないとのことで、昨年11月に6月30日まで一時転用期間を 延長してほしいとの申請があり、承認をいただきました。 代理人である行政書士に確認してところ、記載のとおり 食品加工場の仕様に変更が生じ、作業量が増加したため、本年 10月31日まで再度、工期の延長が必要になりました。 延長により、周辺農地への悪影響はないものと思われ 承認相当と思われますがご審議のほどよろしくお願いいたします。 議長ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。 (質問、意見なし)		
中尾 一明委員の調査報告を求めます。 中国 2 番の調査結果を報告いたします。 申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 本件につきましては昨年4月の総会で食品工場新設の ための仮設現場事務所設置のための一時転用許可をいただいて 現在、工事中です。 当初、昨年12月30日までに工事を完了させる予定でしたが 新型コロナウイルス等の影響により、発注していた食品加工場の 設備の納入に遅れが生じ、計画通りに工事を進めることが できないとのことで、昨年11月に6月30日まで一時転用期間を 延長してほしいとの申請があり、承認をいただきました。 代理人である行政書士に確認してところ、記載のとおり 食品加工場の仕様に変更が生じ、作業量が増加したため、本年 10月31日まで再度、工期の延長が必要になりました。 延長により、周辺農地への悪影響はないものと思われ 承認相当と思われますがご審議のほどよろしくお願いいたします。 議長 ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。 (質問、意見なし)		意見を聴くことにします。
中尾 一明委員の調査報告を求めます。 中国 2 番の調査結果を報告いたします。 申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 本件につきましては昨年4月の総会で食品工場新設の ための仮設現場事務所設置のための一時転用許可をいただいて 現在、工事中です。 当初、昨年12月30日までに工事を完了させる予定でしたが 新型コロナウイルス等の影響により、発注していた食品加工場の 設備の納入に遅れが生じ、計画通りに工事を進めることが できないとのことで、昨年11月に6月30日まで一時転用期間を 延長してほしいとの申請があり、承認をいただきました。 代理人である行政書士に確認してところ、記載のとおり 食品加工場の仕様に変更が生じ、作業量が増加したため、本年 10月31日まで再度、工期の延長が必要になりました。 延長により、周辺農地への悪影響はないものと思われ 承認相当と思われますがご審議のほどよろしくお願いいたします。 議長 ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。 (質問、意見なし)		
中田2番の調査結果を報告いたします。 申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 本件につきましては昨年4月の総会で食品工場新設の ための仮設現場事務所設置のための一時転用許可をいただいて 現在、工事中です。 当初、昨年12月30日までに工事を完了させる予定でしたが 新型コロナウイルス等の影響により、発注していた食品加工場の 設備の納入に遅れが生じ、計画通りに工事を進めることが できないとのことで、昨年11月に6月30日まで一時転用期間を 延長してほしいとの申請があり、承認をいただきました。 代理人である行政書士に確認してところ、記載のとおり 食品加工場の仕様に変更が生じ、作業量が増加したため、本年 10月31日まで再度、工期の延長が必要になりました。 延長により、周辺農地への悪影響はないものと思われ 承認相当と思われますがご審議のほどよろしくお願いいたします。 議 長 ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。 (質問、意見なし)		次に、2番 1件について付議いたします。
中田と番の調査結果を報告いたします。 申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 本件につきましては昨年4月の総会で食品工場新設の ための仮設現場事務所設置のための一時転用許可をいただいて 現在、工事中です。 当初、昨年12月30日までに工事を完了させる予定でしたが 新型コロナウイルス等の影響により、発注していた食品加工場の 設備の納入に遅れが生じ、計画通りに工事を進めることが できないとのことで、昨年11月に6月30日まで一時転用期間を 延長してほしいとの申請があり、承認をいただきました。 代理人である行政書士に確認してところ、記載のとおり 食品加工場の仕様に変更が生じ、作業量が増加したため、本年 10月31日まで再度、工期の延長が必要になりました。 延長により、周辺農地への悪影響はないものと思われ 承認相当と思われますがご審議のほどよろしくお願いいたします。 議 長 ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。 (質問、意見なし)		1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
本件につきましては昨年4月の総会で食品工場新設のための仮設現場事務所設置のための一時転用許可をいただいて現在、工事中です。 当初、昨年12月30日までに工事を完了させる予定でしたが新型コロナウイルス等の影響により、発注していた食品加工場の設備の納入に遅れが生じ、計画通りに工事を進めることができないとのことで、昨年11月に6月30日まで一時転用期間を延長してほしいとの申請があり、承認をいただきました。代理人である行政書士に確認してところ、記載のとおり食品加工場の仕様に変更が生じ、作業量が増加したため、本年10月31日まで再度、工期の延長が必要になりました。延長により、周辺農地への悪影響はないものと思われ承認相当と思われますがご審議のほどよろしくお願いいたします。 議長たいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。		中田2番の調査結果を報告いたします。
ための仮設現場事務所設置のための一時転用許可をいただいて現在、工事中です。 当初、昨年12月30日までに工事を完了させる予定でしたが新型コロナウイルス等の影響により、発注していた食品加工場の設備の納入に遅れが生じ、計画通りに工事を進めることができないとのことで、昨年11月に6月30日まで一時転用期間を延長してほしいとの申請があり、承認をいただきました。代理人である行政書士に確認してところ、記載のとおり食品加工場の仕様に変更が生じ、作業量が増加したため、本年10月31日まで再度、工期の延長が必要になりました。延長により、周辺農地への悪影響はないものと思われ承認相当と思われますがご審議のほどよろしくお願いいたします。 ままには、おいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。		申請人及び土地の表示は記載のとおりです。
現在、工事中です。 当初、昨年12月30日までに工事を完了させる予定でしたが新型コロナウイルス等の影響により、発注していた食品加工場の設備の納入に遅れが生じ、計画通りに工事を進めることができないとのことで、昨年11月に6月30日まで一時転用期間を延長してほしいとの申請があり、承認をいただきました。 代理人である行政書士に確認してところ、記載のとおり食品加工場の仕様に変更が生じ、作業量が増加したため、本年10月31日まで再度、工期の延長が必要になりました。 延長により、周辺農地への悪影響はないものと思われ承認相当と思われますがご審議のほどよろしくお願いいたします。 議長 ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。 (質問、意見なし)		本件につきましては昨年4月の総会で食品工場新設の
当初、昨年12月30日までに工事を完了させる予定でしたが 新型コロナウイルス等の影響により、発注していた食品加工場の 設備の納入に遅れが生じ、計画通りに工事を進めることが できないとのことで、昨年11月に6月30日まで一時転用期間を 延長してほしいとの申請があり、承認をいただきました。 代理人である行政書士に確認してところ、記載のとおり 食品加工場の仕様に変更が生じ、作業量が増加したため、本年 10月31日まで再度、工期の延長が必要になりました。 延長により、周辺農地への悪影響はないものと思われ 承認相当と思われますがご審議のほどよろしくお願いいたします。 議長にいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。 (質問、意見なし)		ための仮設現場事務所設置のための一時転用許可をいただいて
新型コロナウイルス等の影響により、発注していた食品加工場の設備の納入に遅れが生じ、計画通りに工事を進めることができないとのことで、昨年11月に6月30日まで一時転用期間を延長してほしいとの申請があり、承認をいただきました。代理人である行政書士に確認してところ、記載のとおり食品加工場の仕様に変更が生じ、作業量が増加したため、本年10月31日まで再度、工期の延長が必要になりました。延長により、周辺農地への悪影響はないものと思われ承認相当と思われますがご審議のほどよろしくお願いいたします。 議長ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。 (質問、意見なし)		現在、工事中です。
設備の納入に遅れが生じ、計画通りに工事を進めることができないとのことで、昨年11月に6月30日まで一時転用期間を延長してほしいとの申請があり、承認をいただきました。 代理人である行政書士に確認してところ、記載のとおり食品加工場の仕様に変更が生じ、作業量が増加したため、本年10月31日まで再度、工期の延長が必要になりました。延長により、周辺農地への悪影響はないものと思われ承認相当と思われますがご審議のほどよろしくお願いいたします。 議長たいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。 (質問、意見なし)		当初、昨年12月30日までに工事を完了させる予定でしたが
できないとのことで、昨年11月に6月30日まで一時転用期間を延長してほしいとの申請があり、承認をいただきました。 代理人である行政書士に確認してところ、記載のとおり 食品加工場の仕様に変更が生じ、作業量が増加したため、本年 10月31日まで再度、工期の延長が必要になりました。 延長により、周辺農地への悪影響はないものと思われ 承認相当と思われますがご審議のほどよろしくお願いいたします。 議長にいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。 (質問、意見なし)		新型コロナウイルス等の影響により、発注していた食品加工場の
延長してほしいとの申請があり、承認をいただきました。 代理人である行政書士に確認してところ、記載のとおり 食品加工場の仕様に変更が生じ、作業量が増加したため、本年 10月31日まで再度、工期の延長が必要になりました。 延長により、周辺農地への悪影響はないものと思われ 承認相当と思われますがご審議のほどよろしくお願いいたします。 議長たいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。 (質問、意見なし)		設備の納入に遅れが生じ、計画通りに工事を進めることが
代理人である行政書士に確認してところ、記載のとおり 食品加工場の仕様に変更が生じ、作業量が増加したため、本年 10月31日まで再度、工期の延長が必要になりました。 延長により、周辺農地への悪影響はないものと思われ 承認相当と思われますがご審議のほどよろしくお願いいたします。 議長たいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。 (質問、意見なし)		できないとのことで、昨年11月に6月30日まで一時転用期間を
食品加工場の仕様に変更が生じ、作業量が増加したため、本年 10月31日まで再度、工期の延長が必要になりました。 延長により、周辺農地への悪影響はないものと思われ 承認相当と思われますがご審議のほどよろしくお願いいたします。 議長ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。 (質問、意見なし)		延長してほしいとの申請があり、承認をいただきました。
10月31日まで再度、工期の延長が必要になりました。 延長により、周辺農地への悪影響はないものと思われ 承認相当と思われますがご審議のほどよろしくお願いいたします。 議 長 ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。 (質問、意見なし)		代理人である行政書士に確認してところ、記載のとおり
延長により、周辺農地への悪影響はないものと思われ 承認相当と思われますがご審議のほどよろしくお願いいたします。 議長にたいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。 (質問、意見なし)		食品加工場の仕様に変更が生じ、作業量が増加したため、本年
承認相当と思われますがご審議のほどよろしくお願いいたします。 議 長 ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。 (質問、意見なし)		10月31日まで再度、工期の延長が必要になりました。
議 長 ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。 (質問、意見なし)		延長により、周辺農地への悪影響はないものと思われ
ご質問、ご意見等ございませんか。 (質問、意見なし)		承認相当と思われますがご審議のほどよろしくお願いいたします。
(質問、意見なし)	議長	ただいまの報告について、
10010110000		ご質問、ご意見等ございませんか。
辛 E 2来 1かについて		(質問、意見なし)
	議長	2番 1件について
承認と決することに異議ございませんか。		承認と決することに異議ございませんか。

	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、2番 1件について
	承認と決します。
	以上で、議案第4号を終わります。
	続いて、議案第5号「非農地に関する判断について」を
	議題といたします。
	まず、1番と2番の 2件について付議いたします。
	降矢セツ子委員の調査報告を求めます。
降矢セツ子 委員	調査の結果を報告いたします。
	所有者及び土地の表示は記載のとおりです。
	申請の事由は地目変更です。
	5月31日に事務局職員と現地調査を行いました。
	現地は雑木が生い茂り、農地に復元する状況にありませんでした。
	ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの報告について、
	ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	1番と2番の 2件について、
	非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、1番と2番の 2件について、
	非農地と決します。
	No. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.
	次に、3番 1件について付議いたします。
岩崎幸夫	岩崎 幸夫委員の調査報告を求めます。
委員	調査の結果を報告いたします。
	願出人及び土地の表示は記載のとおりです。 中誌の恵力は地口恋恵です。
	申請の事由は地目変更です。
	5月30日に事務局職員2名と合同調査を行いました。 現地は約20年前から佐藤化しており、国辺ませば、佐藤化して
	現地は約38年前から竹藪化しており、周辺も山林・竹藪化して
	おり、周辺の農地に与える影響はほとんどないと思われます。
	調査の結果、農地法第2条第1項の農地に該当しないと
	判断しましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。 (質問、意見なし) 議長 3番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。 (全員「異議なし」) 議長 異議ないものと認め、3番 1件について、 非農地と決します。 以上で、議案第5号を終わります。 続いて、議案第6号「農地中間管理事業の農用地利用集積等 促進計画案に対する意見について」を議題といたします。 農地中間管理事業の農用地利用配分計画案について、 郡山市長から意見を求められたので、お諮りいたします。 まず、1番と2番の 2件について付議いたします。 事務局の説明を求めます。
(質問、意見なし) 議長 3番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。 (全員「異議なし」) 議長 異議ないものと認め、3番 1件について、 非農地と決します。 以上で、議案第5号を終わります。 続いて、議案第6号「農地中間管理事業の農用地利用集積等 促進計画案に対する意見について」を議題といたします。 農地中間管理事業の農用地利用配分計画案について、 郡山市長から意見を求められたので、お諮りいたします。 まず、1番と2番の 2件について付議いたします。
議長 3番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。 (全員「異議なし」) 議長 異議ないものと認め、3番 1件について、 非農地と決します。 以上で、議案第5号を終わります。 続いて、議案第6号「農地中間管理事業の農用地利用集積等 促進計画案に対する意見について」を議題といたします。 農地中間管理事業の農用地利用配分計画案について、 郡山市長から意見を求められたので、お諮りいたします。 まず、1番と2番の 2件について付議いたします。
非農地と判断することに異議ございませんか。 (全員「異議なし」) 議 長 異議ないものと認め、3番 1件について、 非農地と決します。 以上で、議案第5号を終わります。 続いて、議案第6号「農地中間管理事業の農用地利用集積等 促進計画案に対する意見について」を議題といたします。 農地中間管理事業の農用地利用配分計画案について、 郡山市長から意見を求められたので、お諮りいたします。 まず、1番と2番の 2件について付議いたします。
(全員「異議なし」) 議長 異議ないものと認め、3番 1件について、 非農地と決します。 以上で、議案第5号を終わります。 続いて、議案第6号「農地中間管理事業の農用地利用集積等 促進計画案に対する意見について」を議題といたします。 農地中間管理事業の農用地利用配分計画案について、 郡山市長から意見を求められたので、お諮りいたします。 まず、1番と2番の 2件について付議いたします。
議長 異議ないものと認め、3番 1件について、非農地と決します。 以上で、議案第5号を終わります。 続いて、議案第6号「農地中間管理事業の農用地利用集積等 促進計画案に対する意見について」を議題といたします。 農地中間管理事業の農用地利用配分計画案について、 郡山市長から意見を求められたので、お諮りいたします。 まず、1番と2番の 2件について付議いたします。
非農地と決します。 以上で、議案第5号を終わります。 続いて、議案第6号「農地中間管理事業の農用地利用集積等 促進計画案に対する意見について」を議題といたします。 農地中間管理事業の農用地利用配分計画案について、 郡山市長から意見を求められたので、お諮りいたします。 まず、1番と2番の 2件について付議いたします。
以上で、議案第5号を終わります。 続いて、議案第6号「農地中間管理事業の農用地利用集積等 促進計画案に対する意見について」を議題といたします。 農地中間管理事業の農用地利用配分計画案について、 郡山市長から意見を求められたので、お諮りいたします。 まず、1番と2番の 2件について付議いたします。
続いて、議案第6号「農地中間管理事業の農用地利用集積等 促進計画案に対する意見について」を議題といたします。 農地中間管理事業の農用地利用配分計画案について、 郡山市長から意見を求められたので、お諮りいたします。 まず、1番と2番の 2件について付議いたします。
促進計画案に対する意見について」を議題といたします。 農地中間管理事業の農用地利用配分計画案について、 郡山市長から意見を求められたので、お諮りいたします。 まず、1番と2番の 2件について付議いたします。
促進計画案に対する意見について」を議題といたします。 農地中間管理事業の農用地利用配分計画案について、 郡山市長から意見を求められたので、お諮りいたします。 まず、1番と2番の 2件について付議いたします。
農地中間管理事業の農用地利用配分計画案について、 郡山市長から意見を求められたので、お諮りいたします。 まず、1番と2番の 2件について付議いたします。
郡山市長から意見を求められたので、お諮りいたします。 まず、1番と2番の 2件について付議いたします。
まず、1番と2番の 2件について付議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号別紙「令和5年7月認可予定分
農用地利用集積等促進計画案」をご覧ください。
7月認可予定分とありますのは、今回の計画案について、
県が認可し正式決定となるのが7月の予定という意味です。
1番と2番の2件については、借受人を変更するために
農地中間管理機構と当初の借受人が合意解約した農地について、
新たな借受人に貸し付けるものであります。
計画の内容を調査したところ、適当と認められますが
ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長 ただいまの説明について、
で質問、ご意見等ございませんか。 (55.50 カロルト)
(質問、意見なし)
議 長 1番と2番の 2件について原案のとおり決することに
異議ございませんか。
(全員「異議なし」)
議 長 異議ないものと認め、1番と2番の 2件について
原案のとおり決します。

ı	
	次に、3番 1件について付議いたします。
	なお、この件につきましては、
	委員の同居の親族が借人になっておりますので
	農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する
	議事参与の制限に該当しますので、退席を求めます。
	(該当委員が退席する)
議長	事務局の調査報告を求めます。
事務局	計画案3番の1件につきましても、先ほどの案件と同様に
	借受人を変更するために農地中間管理機構と当初の借受人が
	合意解約した農地について、新たな借受人に貸し付けるものであります。
	計画の内容を調査したところ、適当と認められますが
	ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの報告について、
	ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	3番 1件について
	原案のとおり決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、3番 1件について
	原案のとおり決します。
	退席委員の復席を求めます。
	(退席委員が復席する。)
議長	以上で、議案第6号を終わります。
	続いて、議案第7号「農業振興地域整備計画の変更に係る
	意見について」を議題といたします。
	事務局の説明を求めます。
事務局	議案第7号 別紙をご覧ください。
	議案第7号は、農業振興地域整備計画の変更について
	郡山市長から意見を求められましたのでお諮りするものです。
	今回は、農用地区域からの除外のみになっており編入はありません。
	議案第7号別紙の資料1-1をご覧ください。
	除外の内容ですが、公衆用道路に供されている土地、
	錯誤の土地、集団性のない土地、非農地となった農地を

	農用地区域から除外するものです。
	錯誤の土地とは、実体として既に農用地区域でなくなっているが
	農用地利用計画上は農用地区域として残っているため
	実情に合わせた整理を行う必要がある土地になります。
	公衆用道路に供されている土地、錯誤の土地、集団性の無い
	土地の詳細は資料1-2のとおりで合計53筆、30,149.10㎡です。
	また、登記地目が非農地に変更された農用地や農業委員会に
	おいて現況が山林原野であることを理由として非農地判断した
	農用地について農用地区域から除外するものの詳細は
	 資料1−3のとおりで合計209筆、117,898.11㎡です。
	ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの説明について
	ご意見、ご質問等ございませんか。
	(意見交換を経て)
議長	ほかに、ございませんか。
	(なし)
議長	それでは、採決いたします。
	原案のとおり決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、原案のとおり決します。
	以上で、議案第7号を終わります。
	続いて、議案第8号「令和6年度農業施策に関する
	意見の提出等について」を議題といたします。
	この件につきましては、農地利用最適化推進委員会議で
	事前に検討していますので、鈴木の光一委員長から
	説明を求めます。
鈴木 光一 委員長	福島県農業会議から令和6年度 農業施策に関する意見の
	提出等についての依頼がありましたので、去る5月16日の
	各地区の農業相談日に検討していただき、5月23日に推進委員
	事前検討員8名による検討を行いました。
	また5月25日に第12回推進委員会議で原案を作成しましたので
	上程いたします。
	内容については、事務局から説明いたします。

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局

議案第8号 別紙をご覧いただきたいと思います。

- 1 食料安全保障関係ですが、
- (1) 食料安全保障の考え方について2つを要望いたします。 いずれも国に対してです。
- 一つ目は再生可能な適正価格で販売できる仕組みの構築が必要であるということと、二つ目は輸入リスクを削減するために、 農家の担い手育成と国内生産の向上を図ることということで 食料・農業・農村基本法の見直しも検討されている内容です。

次に(2)食料自給率の向上対策について こちらも2項目の要望です。

大豆、飼料作物生産に対する長期支援と作付け拡大に向けた助成金の拡充が必要である。こちらは国・県。

国民への米粉活用の需要喚起が必要である。

- 一つ目の課題につきましては、現在助成の対象になっていますが 複数年契約の米粉については令和5年までは最大105,000円、 令和8年度には最大75,000円ということで助成金が下りますので 拡充が必要であるという要望です。
 - (3) 生産資材の安定供給について こちらも2項目の要望です。
- 一つ目が肥料コスト低減に向け、土壌分析が受けやすい 体制づくりと仕組みづくり、施肥基準の見直しが必要である。 国・県に対してです。
- 二つ目が燃料や生産資材の安定供給及び高騰対策の継続、 手続きの簡素化が必要である。現行の対策で実施されていますが 買った後、いろいろな手続きがあるので買う時に助成対象に なるような手続きが必要ではないかということです。
- (4) その他 みどりの食料システム戦略の実現に向けた さらなる支援及びサポートが必要であるということで こちらは県に対しての要望です。
 - 2 本県農業の復興
- (1)営農再開に向けた環境整備について 原子力災害の影響により除染したため池以外のため池については 溜まった土砂等堆積物を除去・搬出することが困難な状況であり、

ため池の機能が損なわれている。このことから、東京電力等の 責任により土砂等堆積物除去・搬出を行うことということで 国に対しての要望です。

- (2) 営農再開促進に向けた支援ですが、東日本大震災により 破損した水路の早急な改修を行うことということで継続です。 こちらは国・県に対してです。
- (3)原発事故による風評対策について 2項目いずれも 国に対しての要望です。原発処理水の海洋放出については、 農業関係者も含め関係団体等の理解を得ること。

また、国民や世界各国についても、同様に理解を得ること。 風評被害が発生した場合は、早急に対応すること。

- 二つ目が本県の農畜産物については、補償及び損害賠償請求制度を 継続させることということで要望いたします。
 - (4) その他ですが3項目あります。
- 一つ目が阿武隈川の水害減災対策等工事について、計画の前倒しにより速やかに完了させること。国に対してです。
- 二つ目が水害対策の1つとして田んぼダムは有効であることから拡大のための啓蒙と防災・減災対策として補助が必要である。 こちらは国と県に対してです。
- 三つ目が被災地の復旧作業を早急に行うこと。 こちらは国・県に対してです。
 - 3 担い手の育成支援
- (1) 担い手育成・確保についてですが3項目要望します。

スマート農業の導入にあたっては、設備投資へのコストの 大きさが課題であることから、生産物や生産規模に対応した 補助制度を創設すること。国に対してです。

二つ目が農業法人についての総合的な支援を行うこと。 こちらは国・県に対してです。

三つ目、生産者が加工、販売までを手掛ける6次産業化を 推し進めるためにも、さらなる支援の拡充を図ること。 こちらは国・県に対しての要望です。

- (2) 新規就農者や多様な人材の確保 4項目の要望があります。
 - 一つ目は、今年4月に開設しました福島県農業経営・就農支援

センターの機能強化、充実を図ることということで 県に対しての要望です。

二つ目が職業として「農業」を選択してもらえるよう、 農業をやりたいと思う人、農業に興味・関心を持つ人の 層が増えるように情報の発信、食育体験の機会を 増やすなどが必要である。国・県に対してです。

三つ目、女性や若者、定年退職者、多様な人材が就農できる 支援が必要である。こちらも国・県に対してです。

最後ですが、新規就農者への経営指導や技術指導のさらなる 支援拡充を図ること。国・県に対しての要望です。

- (3) 農地集積・集約化・優良農地の確保について 二つ国への要望になりますが、一つ目が農業機械の大型化や スマート農業に対応した、農家負担の少ないほ場の再整備が 必要である。
- 二つ目が地域計画に基づく農地集積・集約に伴う、農家負担の 少ない基盤整備事業が必要である。
 - (4)農業労働力確保対策について 3つの項目を要望します。
- 一つ目が半農半X等のライフスタイルに合わせた人材確保の 支援が必要である。こちらは国に対してです。
- 二つ目、農業労働力確保支援事業が柔軟に活用できるよう 事業の見直しが必要である。こちらは国に対しての要望です。

この支援事業につきましては、協議会を市町村で設置しながら 進めなければならないので、なかなか協議会の設置が進まないので 柔軟に活用できるよう要望です。

三つ目、労働環境整備に係る支援が必要である。 国に対しての要望です。

- (5) グローバルマーケットへの対応について
- 二つの項目を要望しています。
- 一つ目が輸出拡大に向け、新規開拓事業への支援の拡充を 行うこと。国・県に対して。
- 二つ目、継続要望ですが世界の飢餓が深刻な地域に対して 米文化の知的財産を伝達し人道支援を図ること。 こちらは国に対してです。
 - (6) その他 担い手確保のためには、農畜産物の適正価格の

仕組みを構築し、労働賃金確保が必要である。国に対しての 要望です。

- 4 地域活性化対策
- (1) 地域活性化に向けた地域計画の策定について
- 二つの項目になっています。
- 一つ目が多面的機能支払事業を継続させること。国に対しての 要望です。

農地バンクの機能をさらに推し進めること。ということで 国に対しての要望です。

- (2) 中山間地域等における営農環境の整備について
- 一つ目が、日本型直接支払制度については、地域の状況により 柔軟に対応できる制度にすること。国に対する要望です。
- 二つ目が、事務の簡素化が必要である。こちらも国に対する 要望です。
 - (3) 有害鳥獣対策について
- 一つ目が、鳥獣被害防止総合対策の継続及び近隣市町村による 広域的な防止対策を講ずること。国・県に対してですが 昨年に引き続き継続の要望です。
- 二つ目、有害鳥獣捕獲活動者の育成及び支援の強化が必要である。国・県に対しての要望です。
- (4)遊休農地解消対策について 二つの要望ですが 一つ目が遊休農地化を未然に防止するため、地域計画に基づく 未整備地等の条件不利地の整備が必要である。
- 国に対しての要望です。
- 二つ目、地域の特性に合わせた特産物の掘り起こしを 行うこと。県に対する要望です。
 - (5) 環境に配慮した政策について 三つの要望があります。
- 一つ目が環境汚染の原因となるプラスチックコーティング肥料の 使用規制と代替え技術開発の支援及び代替え技術の普及を図ること。 国・県に対しての要望です。
- 二つ目、バイオマス事業の普及推進の拡大が必要である。 国に対しての要望です。
 - 三つ目がグリーンな栽培体系の転換に向けた生分解マルチ購入に

対する助成が必要である。こちらも国への要望です。

(6) その他ですが、地域活性化については、産官学民連携による課題解決に向けた取り組みが必要である。 こちらは国・県への要望です。

5 農業委員会業務関係

- (1)農業委員会制度について 農業委員、農地利用最適化推進委員については、地域の担い手として年々多忙になっており、また、委員会業務も年々複雑化していることから、委員会業務の見直しが必要である。国に対しての要望です。
- (2)農地転用許可制度について 下限面積撤廃の条件として 一定期間の農地転用や異動を制限すること。国に対しての要望です。
- (3) 遊休農地に関する措置について こちらは要望なしです。
- (4)地域計画策定に係る農業委員会予算の十分な確保が必要である。

6 その他農業施策全般

原油価格・物価高騰等対策については、申請方式ではなく、 購入時における支援制度にする等、簡素化を図ること。 国に対しての要望です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの鈴木 光一委員長及び事務局の説明について、 ご質問、ご意見等ございませんか。

(意見交換を経て)

議 長 │ ほかに、ございませんか。

事務局 | (な し)

議長|それでは、原案のとおり承認と決することに異議ございませんか。

(全員「異議なし」)

議 長 異議ないものと認め、原案のとおり承認と決します。 以上で、議案第8号を終わります。

続いて、報告事項に入ります。

報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による 農地転用届出について」 次のとおり、1番から3番までの 3件について、 農地転用届出書の受理をしたので報告する。

報告第1号を終わります。

続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による 農地転用届出について」

次のとおり、1番から16番までの 16件について、

農地転用届出書の受理をしたので報告する。

報告第2号を終わります。

続いて、報告第3号「受理通知書の返納願いについて」 次のとおり、1番 1件について、

郡山市農業委員会規程第17条第26号の規定により受理をしたので報告する。

報告第3号を終わります。

ただいまの 第1号から第3号までの報告について ご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長し

以上で報告事項を終わります。

次に5月17日に開催した特別委員会の審議の経過と結果の報告を 求めます。最初に、事務局から申請の概要について説明願います。

事務局

市長から「農業振興地域整備計画の変更に係る

農地転用の可否見込み」の協議がありましたので、

申し出があった各案件の概要を説明いたします。

お配りしました農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用の可否見込みについて及び資料をご覧ください。

4月締め切り分で、8件の申請がありました。

1番から7番までが農業振興地域の除外の申し出、

軽1番が農業振興地域整備計画の軽微な変更申し出です。

中央・片平1番の事業目的は、物流施設です。 申し出者は市街化調整区域である申請地に、 地区計画を作成し、倉庫・事務所9棟、駐車場、 トラック待機所などで構成される物流施設を 設置することにしました。

申請地は郡山中央スマートインターチェンジから おおむね300m以内の第3種農地、公共施設便益地域内農地と 郡山中央スマートインターチェンジから300mを超えた 10ha以上の規模の第1種農地です。

第3種農地の転用は許可できます。

また、隣接する土地と一体として同一の事業に供するためにものであって、当該事業の目的を達成する上で 当該農地を供することが必要であると認められる施設の用に 供するために行われる第1種農地の転用は、 第1種農地の面積の割合が3分の1を超えず、かつ、 甲種農地の面積の割合が5分の1を超えないものに限り 許可できます。

三穂田2番の事業目的は、墓地駐車場です。 申し出者は駐車場を現在20台分確保しておりますが、 不足しているため10台分を増設することにしました。 申請地は10ha以上規模の第1種農地ですが 既存施設の拡張事業として許可できます。

片平3番の事業目的は駐車場及び資材置場等です。

申出者は、郡山中央スマートインターチェンジから近く 利便性が高いため、大型トラック等駐車場18台、中型車駐車場 14台、社員用駐車場22台、重機置場23台、大型コンテナ車 駐車場9台、建設資材置場、砂置場等に使用するものです。

申請地は郡山中央スマートインターチェンジから

おおむね300m以内の第3種農地、公共施設便益地域内農地です。 第3種農地の転用は許可できます。

喜久田4番の事業目的は分家住宅です。

申し出者は現在、賃貸マンションに妻と子どもと住んでいますが 手狭になったことから、住宅を建築することにしました。 申請地は10ha以上規模の第1種農地ですが 集落接続事業として許可できます。

田村5番の事業目的は一般住宅です。 申し出者は現在、賃貸アパートに妻と住んでいますが 手狭になったことから、住宅を建築することにしました。 申請地は10ha以上規模の第1種農地ですが 集落接続事業として許可できます。

田村6番の事業目的はグランドゴルフ場です。 申し出者は地域住民の健康増進に協力するため グランドゴルフ場と練習場を設置することにしました。 申請地は、いずれにも該当しない第2種農地ですが、 農地以外に適当な土地がなく、周辺農地にも 影響を与えないことから許可できると判断しています。

田村7番の事業目的は駐車場及び資材置場です。 申し出者はパッカー車駐車場8台、従業員駐車場5台、 ダストボックス置場21個分として使用するものです。 申請地は10ha以上規模の第1種農地ですが 集落接続事業として許可できます。

田村軽1番の事業目的は農産用倉庫及び駐車場です。 申出者は農業用倉庫3棟とトラック駐車場1台分を 設置することにしました。

申請地は農用地ですが、農業用施設として許可できます。

以上で、今回の申請の概要説明といたします。

議長 次に中尾 一明委員から、審議の内容を報告願います。

中尾 一明 委員

5月17日に特別委員会を開催しましたので、

その審議の結果を報告します。

農業振興地域整備計画の変更についてですが、ただいま説明 ありましたとおり、8件の申請があり協議しました。 特別委員会では、記載のとおり許可基準を定め

	市長に報告することに決し、既に報告しております。
	以上、特別委員会の報告とさせていただきます。
議長	ただいまの報告について、
	ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	農振除外については、特別委員会での審議結果を総会の決定と
	する旨、決定しておりますので、既に市長に回答しております。
	その他ございませんか。
	(なし)
議長	長時間の慎重審議ありがとうございました。
	以上で、第27回総会を閉会いたします。
	お疲れ様でした。

郡山市農業委員会

第27回総会(令和5年6月16日開催)の概要

第3条 農地の異動は

11件で、 田 7,180.00㎡ 畑 9,865.00㎡ でした。

第5条 農地の転用は

4件で、 分家住宅2件、一般住宅1件、事務所・倉庫・資材置き場1件でした。

この他、農用地利用集積計画の議案がありました。